

筑波大学の回答(10月7日付)への質問

私たちは、貴大学の行ったことは、法人規則の定める手続きに「違反」しており、「瑕疵」があることは明らかであると考えていますが、貴大学は、「何ら瑕疵はない」というだけで、論理的な反論はありませんでした。

更に、回答では「今回、本法人が回答した事実とは異なる内容に基づき...文部科学大臣宛に要請書を提出したことは...容認できない行為」であるとして、「今後、このような虚偽の事実により、本法人の信用を故意に失墜させる行為を取られるのであれば、その回復のために必要な措置を講じざるを得ないことを予め付言いたします」と述べられています。

私たちは、「虚偽の事実」など述べておらず、すべて貴大学からの回答や説明の事実(真実)に基づいて主張をしています。貴大学の主張こそ、当会に対して「虚偽の事実」を述べて、当会の名誉を棄損するものであると思料します。

これを前提に、以下、質問します。

質問1 貴大学が「瑕疵(違反)」ないし「虚偽記載」という「評価」を認めないとしても、貴大学は、その根拠となる「事実」についての存在を認めています。「今後、このような虚偽の事実により」という文面の「虚偽の事実」の「事実」を具体的に示してください。

質問2 「必要な措置を講じざるを得ないことを予め付言いたします」とありますが、その措置とは何で、また、何を根拠として行われるのかお示してください。

私たちは学長選考手続きにおける「瑕疵(違反)」や留学生数に関する水増し「虚偽記載」を行って、「本法人の信用を...失墜させる行為」をしたのは総務担当理事(稲垣敏之氏)と学長(永田恭介氏)であり、現執行部は、大学教職員や学生の声を真摯に受け止めるべきであると考えます。

上記の質問に対する回答は11月1日までにお問い合わせいたします。

質問の全文は[こちら](#)をご覧ください。